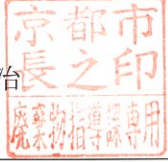


一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区東九条南松田町 34番地	許可年月日 令和6年12月19日	許可番号 一廃第143号	1 許可条件 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(以下「条例」という。)、その他関係法令を遵守すること。 (2) 搬入先は、下記2のとおりとする。 (3) その他市長の指示に従うこと。 2 搬入先 株式会社Wood Life Company 京都市南区東九条南松田町34番地 3 許可の取消し又は業務の停止 法、条例又は許可条件に違反する行為等をしたときは、許可の取消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。 業務の停止の間、市は他の業者に当該業務を代行させることがある。この場合に生じた損失に対して、市はその責を負わない。
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 Wood Life Company 代表取締役 貝原 東	京都市長 松井 孝治 		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。			
取扱廃棄物の種類 木くず			
作業区分 収 集 ・ 運 搬 (積替保管を含まない。)			
許可の有効期限 令和8年12月18日			
許可の更新又は変更の状況 平成28年12月19日 新規許可 平成30年12月19日 更新許可 令和 2年12月19日 更新許可 令和 4年12月19日 更新許可 令和 5年 4月 1日 許可証書換え(許可条件等) 令和 6年12月19日 更新許可			